

# 平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成 22 年 3 月 31 日  
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき，事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

## 1 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

## 2 事後評価の対象

### (1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象は，以下のとおりとする。

なお，以下の施策等は，計画策定時点におけるものであり，施策等の実施状況その他状況の変化により，追加・変更があり得る。

### ア 迅速かつ実効性のある法運用

審判手続（平成 21 年度）（実績評価）

企業結合の審査（平成 21 年度）（実績評価，総合評価）

独占禁止法違反行為に対する措置（平成 21 年度）（実績評価）

### イ 公正な取引慣行の推進

取引慣行等の実態把握・改善（総合評価）

事業活動に関する相談・指導（総合評価）

中小企業を取り巻く取引の公正化（総合評価）

下請法違反行為に対する措置（平成 21 年度）（実績評価）

### ウ 競争環境の整備

競争政策の普及啓発（総合評価）

競争政策に関する論理的・実証的基礎の強化（総合評価）

規制改革後の市場の機能の監視（総合評価）

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 2 号に規定される事後評価の対象には該当するものはない。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 3 号に規定される事後評価の対象には該当するものはない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成 20 年 4 月 1 日施行)に基づき、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする(計画内容は別紙 1 及び 2 参照。)

(1) 評価対象(具体的内容)

(2) 目標(達成時期), 位置付け・目的

(3) 評価実施時期

(4) 政策効果の把握手法等, 評価項目

以上

実績評価の対象となる施策一覧

施策：迅速かつ実効性のある法運用

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	目標 ( 達成時期 )	評価実施時期	政策効果の把握手法等
1	審決訟務室	<p><b>審判手続 ( 平成 21 年度 )</b></p> <p>審判手続は、独占禁止法違反行為に対する排除措置命令等の原処分を再審理する事後手続 ( 平成 17 年独占禁止法改正法による法改正前の独占禁止法に基づく審判手続は、公正取引委員会による行政処分である審決が行われる前に当事者〔審査官及び被審人〕が違反行為の有無等について主張・立証を行う事前手続 ) であり、公正取引委員会は、この手続を経て、審決を行う。</p>	<p>独占禁止法違反行為に対する排除措置命令等の原処分を維持、取り消し又は変更する審決 ( 平成 17 年独占禁止法改正法による法改正前の独占禁止法に基づく審判手続においては、独占禁止法違反行為に対する行政処分である審決 ) を行うに当たって、当該行政処分の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続の適正を確保することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 22 年度下半期	<p>審判手続開始の件数</p> <p>審判係属件数</p> <p>審決件数</p> <p>審判事件の審理期間</p> <p>審決取消訴訟での審決取消し件数</p>
2	企業結合課	<p><b>企業結合の審査 ( 平成 21 年度 )</b></p> <p>企業結合行為 ( 株式所有、合併、事業譲受け等 ) について、提出された報告や届出、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また、企業結合の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>	<p>企業結合に対して迅速 ( 第 1 次審査については 30 日以内、第 2 次審査については 90 日以内 ) かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 22 年度上半期	<p>届出・報告等の処理件数</p> <p>事前相談案件の処理に要した日数</p> <p>公表事例の件数、内容等</p> <p>企業結合事案の処理によって保護された消費者利益</p>

	担当課	評価対象 ( 具体的内容 )	目標 ( 達成時期 )	評価実施時期	政策効果の把握手法等
3	管理企画課	<p><b>独占禁止法違反行為に対する措置 (平成 21 年度)</b></p> <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (立入検査, 事情聴取等) を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速 (小売業にかかる不当廉売事件について 2 か月を目途) に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 22 年度上半期	<p>法的措置を行った違反事件の内容</p> <p>審査事件の処理件数</p> <p>課徴金納付命令金額</p> <p>審査事件の処理期間</p> <p>申告件数及び課徴金減免申請件数</p> <p>日刊新聞報道量</p> <p>違反事件の処理によって保護された消費者利益</p>

## 施策：公正な取引慣行の推進

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	目標 ( 達成時期 )	評価実施時期	政策効果の把握手法等
4	下請取引 調査室	<p><b>下請法違反行為に対する措置 ( 平成 21 年度 )</b></p> <p>書面調査等により情報を収集し，下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 ( 実地調査，招致調査等 ) を行い，違反行為が認められた場合には，必要な措置 ( 法的措置 ( 下請法第 7 条に基づく勧告 ) 又は指導 ) を講ずる。</p>	<p>下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延，減額等の違反行為に対して厳正かつ迅速 ( 処理期間 6 か月以内を目途 ) に対処し，これらを排除することにより，下請取引の公正化を図るとともに，下請事業者の利益を保護する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 22 年度上半期	<p>勧告等を行った違反事件の内容</p> <p>違反事件の処理件数</p> <p>違反事件の処理期間等</p> <p>日刊新聞報道量</p>

総合評価の対象となる施策一覧

施策：迅速かつ実効性のある法運用

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
1	企業結合課	<p><b>企業結合の審査</b></p> <p><b>テーマ：企業結合審査における問題解消措置</b></p> <p>企業結合行為（株式所有，合併，事業譲受け等）について，提出された届出，事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い，競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。</p>	<p>企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い，事案によっては当委員会が問題解消措置を講じることを前提として，当該企業結合行為を問題なしと判断することで，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	<p>平成 22 年度下半期</p>	<p>過去の問題解消措置事例について，企業結合後の市場の状況の分析，当事会社からのヒアリング等を実施し，当該措置が一定の取引分野における競争を実質的に制限する上で有効であったかなどについて評価する</p>

## 施策：公正な取引慣行の推進

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
2	取引調査室	<p><b>取引慣行等の実態把握・改善</b></p> <p><b>テーマ：広告業界の取引実態に関する調査</b></p> <p>-----</p> <p>広告業界の取引実態について競争政策の観点から調査を行い，競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等がみられた場合には，その旨を指摘して自主的な改善を促すとともに，その調査結果を公表する。</p>	<p>広告業界の取引実態に関する調査を実施することにより，独占禁止法上問題となるおそれのある行為を関係事業者に認識してもらおうとともに，独占禁止法違反行為の未然防止を図り，広告業界における公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p>	平成 22 年度下半期	<p>平成 17 年度の広告業界の実態調査による指摘事項の改善状況等について，広告業界の事業者，事業者団体等に対するアンケート調査，ヒアリング等により把握・検証し，当該実態調査が広告業界の取引を適正化する上で有効であったかなどについて評価する。</p>
3	相談指導室	<p><b>事業活動に関する相談・指導</b></p> <p><b>テーマ：独占禁止法相談ネットワークの取組</b></p> <p>-----</p> <p>全国の商工会議所・商工会の相談窓口において独占禁止法・下請法に関する相談を受け付け，公正取引委員会に取り次ぐ独占禁止法相談ネットワークを平成 10 年に構築し，これまで取り組んできている。</p>	<p>中小企業にとって身近な全国の商工会議所・商工会の相談窓口において独占禁止法・下請法に関する相談を受け付け，公正取引委員会に取り次ぐことにより，中小企業及びその団体が独占禁止法・下請法に関する相談・苦情等をより容易に行えるようにし，中小企業等からの相談に適切に対応することで，独占禁止法違反行為等の未然防止及び取引の公正化の一層の推進を図る。</p>	平成 22 年度上半期	<p>商工会議所・商工会等に対するアンケート調査，これまでの取組の実施状況の検証等を通じて，独占禁止法相談ネットワークの取組が，中小企業等の独占禁止法・下請法に関する相談・苦情等の手段・方法として有効であったかなどについて評価する。</p>

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
4	企業取引課	<p><b>中小企業を取り巻く取引の公正化</b>  <b>テーマ：下請法に関する相談・指導</b></p> <p>-----</p> <p>事業者等からの下請法に関する相談に回答するとともに必要に応じて問題点の指摘や是正指導（下請取引調査室の所掌に属するものを除く。）を行う。</p>	<p>事業者等からの相談に適切に対応することにより、下請法違反行為の未然防止及び下請取引の適正化の推進を図る。</p>	<p>平成 22 年度下半期</p>	<p>事業者等からの相談及びこれに基づく指導について、事業者に対するアンケート調査、相談件数の推移、相談の処理に要した日数、相談内容等の検証を通じて、下請法違反行為の未然防止及び下請取引の適正化の推進を図る上で有効であったかなどについて評価する。</p>



## 施策：競争環境の整備

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
5	官房総務課	<p><b>競争政策の普及啓発</b></p> <p><b>テーマ：公正取引委員会の広報活動</b></p> <p>独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動内容等について、報道発表やホームページ等による広報を行う。</p>	<p>独占禁止法等の内容と公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって、事業者及び事業者団体による独占禁止法等の違反行為の未然防止と今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。</p>	平成 22 年度上半期	<p>ウェブアンケート調査、報道量の効果測定等により、競争政策に対する国民的理解の増進を図るために広報・広聴活動が有効であったかについて評価する。</p>
6	経済調査室	<p><b>競争政策に関する論理的・実証的基礎の強化</b></p> <p><b>テーマ：共同研究の実施，公開セミナー，シンポジウムの開催</b></p> <p>公正取引委員会職員と外部の研究者や実務家との協働による共同研究等を行い、独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化するための活動を推進する。</p> <p>また、そのような活動等について、一般の方に情報発信し討議するための公開セミナーを開催するとともに、国内外の学識経験者等と知の共有を図るための国際シンポジウムを開催する。</p>	<p>公正取引委員会職員と外部の研究者や実務家とが機能的・持続的に調査・研究において協働する仕組みを構築し発展させることにより、独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化することを目指す。</p>	平成 22 年度上半期	<p>共同研究の成果等について、学識経験者や公正取引委員会職員等に対してヒアリング調査を行い、経済学的、法学的観点等から有用であったかについて評価する。</p> <p>公開セミナー及び国際シンポジウムについて、開催回数、参加申込人数、参加者に対するアンケート等の検証を通じて評価する。</p>

	担当課	評価対象 ----- ( 具体的内容 )	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
7	調整課	<p><b>規制改革後の市場の機能の監視</b></p> <p><b>テーマ：政策評価における「競争状況への影響の把握・分析等の方法」の普及・定着への取組</b></p> <p>-----</p> <p>政策評価における競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）の試行的実施の開始にあわせて、競争評価に関する研修の実施，評価手法の開発，各省庁との相談等を通じて，各省庁が競争評価を適切に実施することができるよう支援する。</p>	<p>平成 19 年 10 月以降，政策評価において規制の事前評価が導入されたところ，競争評価についても推進するとされたことから，その普及・定着を図り，各省庁に競争評価を適切に実施してもらうため，研修や評価手法の開発・周知等を行うことにより，競争評価に関する理解を促進させ，もって市場の機能が確保されるように務める。</p>	平成 22 年度下半期	<p>各省庁等に対してヒアリング調査を行い，当該施策が各省庁による競争評価の実施に有効であったかなどについて評価する。</p>

平成 22 年度政策評価対象施策

【基本目標】 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

【政策】 公正かつ自由な競争の促進

施策 1 迅速かつ実効性のある法運用

1 - 1 審判手続(平成 21 年度)【実績評価】

1 - 2 企業結合の審査(平成 21 年度)【実績評価】

1 - 2 企業結合の審査(平成 21 年度)【総合評価】  
企業結合審査における問題解消措置

1 - 3 独占禁止法違反行為に対する措置

施策 2 公正な取引慣行の推進

2 - 1 取引慣行等の実態把握・改善【総合評価】  
広告業界の取引実態に関する調査

2 - 2 事業活動に関する相談・指導【総合評価】  
独占禁止法相談ネットワークの取組

2 - 3 中小企業を取り巻く取引の公正化【総合評価】  
下請法に関する相談・指導

2 - 4 下請法違反行為に対する措置(平成 21 年度)【実績評価】

施策 3 競争環境の整備

3 - 1 競争政策の普及啓発【総合評価】  
公正取引委員会の広報活動

3 - 2 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化  
共同研究の実施, 公開セミナー, シンポジウムの開催

3 - 3 規制改革後の市場の機能の監視  
政策評価における「競争状況への影響の把握・分析等の方法」の普及・定着への取組